



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

1. 支給対象者 (※ひとり親世帯分の給付を受け取った方を除く)

次の(ア)、(イ)の両方に当てはまる方

(ア) 令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障害児の場合は**20歳未満**)
を養育する父母等

(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

(イ) **■ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方**
または
**■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の
家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方**

2. 支給額

児童1人当たり一律**5万円**(支給は1回限り)

3. 給付金の支給手続き

- I. 児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税**の方・・・**申請不要**
 II. 上記以外の方(例：高校生のみ養育している方、家計が急変した方)・・・**申請必要**
 ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに宇部市役所子育て支援課の窓口**に直接**、
 または**郵送**でご提出ください。申請方法の詳細は宇部市ウェブサイトをご確認ください。

4. 申請期限

令和4年2月28日(月) 必着

問い合わせ先

【申請手続きについて】市外に在住の方は、お住まいの市町へお問い合わせください。

- **宇部市役所子育て支援課**(平日8:30~17:15(木曜日は19:00まで))
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
電話 0836-34-8330 FAX 0836-22-6051

【制度全般について】

- 厚生労働省 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)コールセンター 0120-811-166
(受付時間 平日9:00~18:00)

宇部市ウェブサイト



宇部市 子育て世帯給付金



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込み詐欺”**や**“個人情報の詐欺”**にご注意ください。
 ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、
 お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。